国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

関東運輸局プレスリリース

令和５年１１月２日

令和５年１２月４日より栃木県地区のタクシー運賃が変わります。

～タクシーの運賃改定について～

令和５年４月より、栃木県地区においてタクシーの運賃改定要請が行われておりましたが、令和５年１１月２日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。
今回の運賃の変更により、物価高騰に対応するとともに、タクシー運転者の労働環境の改善・人材確保を図ることとしております。

１．新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現行				改正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
栃木県地区	10.08%	1.1 km	500 円	271 m	100 円	1.0 km	500 円	246 m	100 円

※運賃表は、別紙のとおり

２．運賃適用地域
別添１のとおり

３．所要増収率の算定根拠
別添２のとおり

４．実施時期：令和５年１２月４日（月）

【 参考 】過去の運賃改定状況
①令和元年８月３０日公示／令和元年１０月１日実施
消費税転嫁　８→１０％
②令和２年１１月２５日公示／令和２年１２月２５日実施
改定率　１０．８９％

連絡先　関東運輸局自動車交通部 旅客第二課　石毛・佐藤
電話：045-211-7246（直通）・ ＦＡＸ：045-201-8802

（配布先）横浜海事記者クラブ、栃木県政記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

別紙

栃木県地区　運賃表

1. 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.0km	加算運賃	
A（上限運賃）	560 円	220 m 100 円	1 分 20 秒 100 円
B　運　賃	550 円	224 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C　運　賃	540 円	228 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
D　運　賃	530 円	232 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
下限運賃	520 円	237 m 100 円	1 分 25 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	5,340 円	30 分 5,340 円
B　運　賃	5,240 円	30 分 5,240 円
C　運　賃	5,150 円	30 分 5,150 円
D　運　賃	5,050 円	30 分 5,050 円
下限運賃	4,960 円	30 分 4,960 円

2. 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.0km	加算運賃	
A（上限運賃）	530 円	232 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B　運　賃	520 円	237 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C　運　賃	510 円	241 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
D　運　賃	500 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
下限運賃	490 円	251 m 100 円	1 分 30 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	4,800 円	30 分 4,800 円
B　運　賃	4,710 円	30 分 4,710 円
C　運　賃	4,620 円	30 分 4,620 円
D　運　賃	4,530 円	30 分 4,530 円
下限運賃	4,440 円	30 分 4,440 円

3. 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.0km	加算運賃	
A（上限運賃）	500 円	246 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
B　運　賃	490 円	251 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
C　運　賃	480 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
D　運　賃	470 円	262 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	460 円	267 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	3,720 円	30 分 3,720 円
B　運　賃	3,650 円	30 分 3,650 円
C　運　賃	3,570 円	30 分 3,570 円
D　運　賃	3,500 円	30 分 3,500 円
下限運賃	3,420 円	30 分 3,420 円

別添1

運賃適用地域	適用地域（営業区域）	市町村名
栃木県地区	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。）、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
	県南交通圏	足利市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域を除く。）、佐野市、小山市及び下都賀郡野木町
	塩那交通圏	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡塩谷町、高根沢町及び那須郡那珂川町、那須町
	芳賀・真岡交通圏	真岡市及び芳賀郡益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
	日光交通圏	日光市

所要増収率の算定根拠【栃木県地区】

別添2

原価計算対象事業者　19社

（単位：千円）

	令和3年度実績		平年度①査定		平年度②改定後	
	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	1,954,614	84.36%	2,444,798	87.09%	2,691,174	88.13%
運送雑収	22,773	0.98%	22,773	0.81%	22,773	0.75%
営業外収益	339,682	14.66%	339,682	12.10%	339,682	11.12%
計	2,317,069	100.00%	2,807,253	100.00%	3,053,629	100.00%
人件費	1,541,442	61.60%	1,864,614	61.06%	1,864,614	61.06%
燃料油脂費	149,289	5.97%	203,275	6.66%	203,275	6.66%
車両修繕費	75,884	3.03%	96,115	3.15%	96,115	3.15%
車両償却費	31,285	1.25%	46,907	1.54%	46,907	1.54%
その他運送費	225,930	9.03%	287,259	9.41%	287,259	9.41%
一般管理費	402,369	16.08%	479,200	15.69%	479,200	15.69%
営業外費用	35,343	1.41%	35,343	1.16%	35,343	1.16%
小　　計	2,461,542	98.36%	3,012,713	98.66%	3,012,713	98.66%
適正利潤	40,916	1.64%	40,916	1.34%	40,916	1.34%
運送原価（計）	2,502,458	100.00%	3,053,629	100.00%	3,053,629	100.00%
利潤込収支差	△ 185,389		△ 246,376		0	
利潤込収支率	92.59%		91.93%		100.00%	
所要増収額			246,376			
所要増収率（改定率）			10.08%			